慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世後期における百姓分散について
Sub Title	The disposal of property by collapsed peasants in Tokugawa era
Author	安澤, みね
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.609(95)- 626(112)
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0095
Abstract	
Notes	高村象平教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

度を高め，食糧供給の安定化にたって，諸産物の移出を図れば，領国内市場の拡大のみならず，領国外市場に対する農民的接触となり，経済的刺激が高まることになる。南方の経済規模拡大は市場の開放性によって可能なのである。(19)

領国外移出商品の展開に起動するとはいえ，南方も含めて，領国内市場の拡大が経済政策の成果であった。藍その他移出向けの商品はもちろん領国内市場へ振り向けられるべくもないが，移出によって獲得される貨幣は領国内商品の需要と供給を刺激したのである。この場合，北方も南方も従来食糧自給率が低かったため，領国内市場は食糧商品の需・給変動から拡大が始まった。結果は藍作の水準を維持しながら(藍玉価格の安定化)，とくに板野・名東・名西の諸郡において，また南方では勝浦・那賀の２郡において，文化・文政期から天保期にかけて水田稲作・裏作麦作の展開という方向を生み出したのである。(20)

いずれにしても，農民経済の向上により，領国内市場はもとより，領国外市場との農民的接触をふくめて，農民的流通機構が拡大するに従って，領国経済規模での貨幣流通は安定していくのである。三木雄介氏が徳島藩藩札の流通が寛政期以降，本格化するとのべているのは，(21) 上にのべたような事情が背景にあるからであろう。

徳島藩において，農民市場における流通を媒介するのは銀札であった。領主経済は藍玉移出その他の代金として，領国内に流入してくる現金銀を銀札流通によって，藩庫に吸いあげた。この現金銀によって，領主は領国外市場での支払いに充てることができた。

こうした生産振興から流通手段に至るまで，経済政策が滲透し得たのは，北方という先進地域，淡路という安定地域，南方という後進地域の，それぞれの地域特性を，領国内の社会的分業として統一的に把握し得たからであろう。

統一的という意味は，後進地域の低い生産性，狭隘な市場構造が，領国全体の経済発展にとって抑制的な作用をもっていたが故に，先進地域の高技術水準の移植によって，生産力の伸長・市場拡大を推進し，抑制作用をかえって，促進機能に置きかえ，経済発展の起動力たらしめようとしたこと，その際，中間地域の存在は先進・後進の地域差に対し，安全弁的な役割を果した，といった３地域の特性を生かすことが出来た関連づけをさしているのである。

こうした経済政策のあり方から，家中身分制支配体系と，近世村落共同体という社会的枠組が従来果していた機能が，市場機能によってしだいに置きかえられる方向を認めてよいだろう。大名領国という経済体系を支える社会的枠組が大名領国自体の内的経済発展によって，その機能を弱体化されていくのである。

(桃山学院大学経済学部教授)

注(19) 前掲拙稿「寛政期徳島藩地方支配改革の特質について」
(20) 前掲森泰博稿「大名領国における主穀と商品作物」
(21) 前掲三木雄介稿「阿波藩札考」

近世後期における百姓分散について

安　澤　み　ね

1　は　じ　め　に
2　百姓分散の理由
3　負債額と返済率
4　小口負債の内訳と返済方法
5　家財諸道具の処分
6　お　わ　り　に

1　は　じ　め　に

近世の百姓は家産として屋敷田畑を所持し，農業経営を維持する一方，「名跡」を受継ぐことによって村落共同体の一員となり，共同体の慣行のなかでその生活条件が保障されている。そして百姓達は村の構成員という立場を，村の様々な文書に署名押印することによって明示する。ところで，触書請印帳や村法取極一札などの文書に，押印のない百姓名を見出すことがある。これは家産を承継し農業経営を維持する相続者が欠けているために，「名跡」だけを残して家産は親類縁者などによって管理されている場合と考えられる。このような状態を当時の史料は「潰株」とよんでいる。このような場合の他に，「名跡」も家産も，一切を「分散」させてしまうような例がみられる。これも一種の「潰れ」である。(1)

本稿は「分散」つまり百姓の破産とその処理の事例を武州多摩郡連光寺村にもとめ，検討するものである。(2)

注(1)　武州多摩郡横川村（横川家文書）の明治２年の史料は，同村の潰百姓として23人の名前をあげ，次のように説明している。「同人共不仕合，又者身持不埒抔ニ而借財相嵩，為露命相続，僅所持地之分ハ質流地ニ相渡，家財向者売払，分散配当之上，他出或ハ心得違ニて欠落抔いたし，右体ニ付残品抔一切無御座，全皆潰ニ相成候（下略）」。なお，上記の結果であろう，明治３年の戸籍をみると現在戸数45戸の他，潰株は２戸しかない。連光寺村の明治３年戸籍では，現在戸数86戸の他，潰株は８戸である。
(2)　本稿に利用する史料は文部省史料館所蔵「武州多摩郡連光寺村富沢家文書」である。以下，引用に際して一々史料表題や史料番号を註記することを省略する。

2　百姓分散の理由

連光寺村の百姓分散事例の史料は天明期以降明治初年までに13例がみられる。「借財配分帳」或いは「誰某分散帳」という表題の史料がそれである。「分散」の理由および「分散」過程について，文政4年4月付連光寺村百姓倉右衛門の「分散帳」奥書によってその一例を次に示してみよう。

右者，倉右衛門儀，及困窮，借金高相嵩，相続相成兼候ニ付，今般少々御座候田畑，并家財共売払，右代金を以，各様方御勘弁を受，夫々配分済方仕度旨，組合親類一同願出，村方故障も無御座候ニ付，質入田畑流地ニ相渡，前書増金請取，其外家財共売払，書面之通，割合配当致候間，御勘弁，御請取可被下候，右御承知之上者，御名前下江御印形可被下候　以上

文政4年巳4月

連光寺村

当人	倉右衛門	㊞
親類	忠兵衛	㊞
五人組惣代	五兵衛	㊞
百姓代	友右衛門	㊞
組頭	半兵衛	㊞
同	源之丞	㊞
同	吉五郎	㊞
年寄	宗左衛門	㊞
名主	忠右衛門	㊞

分散処置をとらざるを得ない理由として，困窮とそのための多額の借財をあげている。借金返済のために田畑・家財を売払い，その代金をもって債権者への返済にあてることについて，親類・五人組・村方の同意を得たことを述べ，ついでそうした返済仕法を行なうことについて債権者の同意を求めている。そして，売払代金が借金額より下廻っているけれども，債権者にそれぞれの配分額で勘弁してもらいたいと懇願し，承諾の証拠として債権者の名前の下に印形を押してくれるよう依頼している。

つまり「有高」＝田畑家財売払代金をもとにして，債務額に対する比例配分額を計算し，債権者に支払いがおこなわれ，「分散」つまり破産処理が遂行されたことを証明するために，債権者1人1人から印形を貰う目的でこの分散帳が作成され，しかも後日の証拠となるように，最終的には名主が保管したものと思われる。本帳には債権額と配分額，それに債権者名が明記され，債権者の名前の下と，金額の上に印形がある。分散処理が完了していることが知られる。

それぞれの事例についてみると，分散の理由は「及困窮」「借金高相嵩」，というほぼ同じ内容であるが，条件の異なる事例を次ぎに掲げてみよう。文政10年4月新左衛門後家千代の場合である。

右者，新左衛門義借金高相嵩，必至与及困窮候上，去戌夏中病死仕，子供等茂無御座，後家暮致罷在候仕義ニ而，跡式相続も難成，依而ハ借財済方之儀迚茂行届兼，難儀至極仕候ニ付　――下略――

分散の直接の理由は同じく多額の借金ということであるが，この場合は債務者である百姓当人はすでに死亡している。「名跡」を継ぐべき子供もおらず，残された妻も後家暮しで借金返済の目途もたたないというのが分散の理由である。

天保5年9月「与市死失跡相続人栄蔵」の分散理由は次の通りである。

右者，与市儀去ル文政十一子夏中疫癘相煩付候ハ，熱気強一向言舌不相分，何ニ而も不申置，其儘病死いたし，依之栄蔵儀跡相続仕候処，不存寄所ニ借金多，度々催促を請，難儀至極仕，乍去養父借請置候儀ニ付，成丈御損毛不相掛様，迫々済方仕度心組ニ而，出精仕候処，兎角不仕合ニ而，昨巳年中相煩罷在，折柄稀成違作ニ而小作立毛ハ其儘地主江引渡，誠ニ露命相続相成兼候仕儀故，御年貢諸夫銭，畑方小作年貢抔相嵩，片時も難立行，無是非今般聊之田畑流地ニ相渡　――下略――

上の事例ではかなり詳しく分散に至った事情を述べている。家産を相続してみたところが，思いもよらぬ多額の借金が残されているのに仰天した様子がうかがえる。それでも5年間一生懸命出精し，養父の残した借財返済に努力してみたものの，当人の病気や不作という不幸が重なって，結局分散処置をとらざるを得なくなったのである。あらかじめ養父与市から借財の状態について詳細に知らされていたとすれば，名跡・家産・借財の相続の仕方はどのように行なわれたであろうか。与市と栄蔵の関係が養父養子であるから，栄蔵は離縁によって養家を出て責任を免れ得たであろうか。いずれにしても，家産を売払って借金を返済し，この家の名跡は廃絶となったのである。

次の事例も本来の債務者である父親が隠居し，悴相続人が借財の始末をつけなければならなかったものである。明治2年4月百姓健蔵分散の場合である。

右者，今般宮川検校貸附金，御尊判被相附候ニ付，引当書入ニ相成居候義故，家作・諸道具売払，御頼金元利済方致し，残金之儀者外借財金高ニ割合候処，前書之通ニ御座候間，親類組合村役人立会，配当帳相認，連印を以，御勘弁之程願入候

明治2巳年4月5日

連光寺村

平八隠居候ニ付悴相続人

願人	健蔵	㊞
親類	儀右衛門	㊞
同	平吉	㊞
同	嘉兵衛	㊞
組合	藤助	㊞
同	勝之助	㊞
同	弁蔵	㊞
組頭	奥右衛門	㊞
名主	忠右衛門	㊞

この事例では借金返済仕法が前掲のものと少々異なっている。分散処置の直接の原因は，宮川検校貸附金返済の訴訟提起(後述)にあった。従って宮川検校の貸附金は全額を返済し，残りの借財についてはそれぞれ比例配分高で勘弁してくれるように依頼している。

いずれの事例においても，積み重なる借金に行き詰って分散に追い込まれた事情が明らかである。それでは，これら百姓にとって破産の原因となった借金の大きさはどれ程であったのか，また田畑・屋敷・家財道具を整理売却してどれ程の金額を調達することが出来たのであろうか。つまり負債に対してどれ程の返済が可能であったのであろうか。以下節を改めて述べることとする。

3　負債額と返済率

まず天明年間から明治初年までの現存する分散事例13例について，負債額と返済額および家産処分の内訳を表1に示してみた。負債の種類をみると，年貢諸役金・小作米金の滞納分，夫食代借入，質金および特殊な借入金（座頭金）と，口数は多いが無担保小額の借入金がある。小口借入金を除いて返済はかなりきびしく，殆んど全額を返済している。事例9において小作料の半額返済がわずかにみられるだけである。

小口借入金に対する返済率は，それぞれの事例の条件によって異なり，わずか数％のものから80％にのぼるものまである。負債総額の中で，この小口借入金の存在と性質が，「百姓分散」の真の理由を説明するものではないかと考えられる。

負債総額の大小と小口借入金の返済率の大小を組合せて分類してみると，13例は次のA・B・C・D 4つのグループに分類出来る。

A．負債総額が5両以下のもので，4例ある。小口借入金に対する返済率は40％から80％となっている。

B．負債総額が10両から14両のもので，3例ある。小口借入金に対する返済率は10％から22％である。

C．負債総額が20両から30両のもので，3例ある。小口借入金に対する返済率は30％から42％である。

D．負債総額が36両余で，小口借入金に対する返済率が6.7％のものが1例と，負債総額が100両を越えるものが2例ある。1つは負債総額が約130両で小口借入金の返済率は2.2％，他は負債総額が約176両で小口借入金の返済率が8.9％である。

負債総額が20両未満と20両以上という基準でみれば，AとBおよびCとDという2組に大別できる。また小口借入金の返済率が30％以上のものと，30％以下のものという基準でみると，AとCおよびBとDという2組に大別できるのである。

表1.　連光寺村百姓分散事例

事例	年　月	百姓名	借金額	返済額（カッコ内返済率）	家産処分内訳
1.	天明4.1	市郎兵衛	金4両3分2朱ト 銭2貫811文	金2両1分(41.5%)	
2.	天明4.12	喜兵衛	金10両3分ト 銭24文	金2両3分(21.5%)	
3.	天明6.3	幸七	金2両2分2朱ト 銭1貫100文 外ニ金1両2分ト 銭100文 （夫食代拝借 その他返済）	金1両2分2朱ト 銭712文（60%） 全額返済	
4.	天明8.12	佐次右衛門	金13両ト銭2貫47文 外ニ金2朱ト 銭441文 （夫食代拂）	金1両1分ト 銭2貫47文（13.8%） 全額返済	金1両2分ト銭3貫627文 内訳（金1両2分　家代金 銭3貫627文　諸道具拂代金
5.	寛政1.2	甚右衛門	金4両3分2朱ト 銭2貫550文	金3両（45%）	金3両　田地不残拂代金
6.	寛政2.2	幸太	金27両2分2朱ト 銀8匁5分 銭16貫359文	金12両2朱ト 銭5貫548文(42%)	左に同じ 内訳（金10両1分2朱　田畑売金 金1両1分ト銭400文　家代金 金2分ト銭5貫184文　諸道具拂物
7.	寛政3.2	次郎兵衛	金2両1分ト 銭4貫327文	金2両1分2朱ト 銭921文（81%）	左に同じ 内訳（金1両2分　家代 金1分ト銭1貫219文　諸道具拂代 金2分2朱　田地売り平吉方勘定残り
8.	寛政5.12	平左衛門	金13両3分2朱	金1両1分2朱 （10.2%）	左に同じ　（諸色売代）
9.	文政4.4	倉右衛門	金13両2分ト 銀3匁9分 銭2貫486文 外ニ金6両2朱 （質代金） 金1両2分2朱ト 銭2貫774文 （小作金）	金3両2朱ト 銭7貫554文（30%） 全額返済 半額返済	金10両3分2朱ト銭10貫328文 内訳（金9両3分　田畑地代金 金1両2朱ト銭10貫328文　家作家財拂代金
10.	文政10.4	新左衛門 後家　千代	金16両ト 銀12匁 銭28貫738文	金7両1分ト 銭4貫19文(38%)	左に同じ 内訳（金6両2分　田畑地代金 金3分　家作・建具拂代 銭4貫19文　諸道具拂代
11.	天保2.2	音次郎	金140両3分1朱ト 銭2貫888文 外ニ金35両（質地）	金11両2分1朱ト 銭10貫416文 （8.9%） 左は流地に 相渡し済切り	左に同じ 金10両　建家拂代金 内訳（金1両2分1朱ト銭10貫416文 畳類其外諸道具拂代金
12.	天保5.9	栄蔵	金22両3朱ト 銭56貫480文 外ニ金2両3朱ト 銭27貫980文 （年貢、諸役銭、 小作米金、質代金）	金2両2朱ト 銭129文（6.7%） 全額返済	金7両2分2朱ト銭6貫254文 内訳（金5両3分　地代金 金2分2朱　家作代金 金2分ト銭6貫254文　古戸障子家具代 金3分　屋敷雑木代金
13.	明治2.2	健蔵	金80両2分1朱 外ニ金39両 （宮川検校貸附金）	金1両3分1朱 （2.2%） 全額返済	金41両1分1朱ト銭524文 内訳（金20両　家作一式拂代金 金21両1分1朱ト銭524文 諸道具拂代金 内金2分ト銭524文 （道具屋2人日雇外酒代引）

4つのグループの組合せからみて，A・Bは経営規模の小さいものが，その家産に応じた借金をしている場合のAと，家産規模をはるかに越えた借金をしている場合のBが考えられる。同様にC・Dは，かなりの経営規模のものが，その家産に応じた借金をしている場合のCと，家産規模をはるかに越える借金をしている場合のDとにわけられる。

したがって，A・Cのグループの負債の性質と，B・Dのものの負債の性質は異なるものとみることができる。すなわち，A・Cは消費金融的色彩が濃く，B・Dは商業金融的性格をもつものではなかったかと，考えられるのである。

連光寺村の百姓分散事例が天明・寛政期と文政・天保期に集中してみうけられることと，負債の性質の類型とをかかわらせて考えると，「分散」という破産処理についての史料が，これ以前には殆どみうけられず，天明期以降にあらわれるようになったことは，偶然に残ったというよりは，むしろ天明期以降における社会的経済的変化の反映であるとみてよいだろう。

4　小口負債の内訳と返済方法

百姓が破産処分に追いこまれた負債(小口借入金)の内訳及びその返済方法について，5例を選び，表2～表6に示し，若干の説明を加えてみよう。

〔表2〕 倉右衛門の場合，借金額は13両2分と銀3匁9分・銭2貫486文である。借金の相手は18口18人であった。貸主のうち倉右衛門と同村の者は12口11人であり，その合計は金6両と銭1貫966文である。なかには米代という項目もみられる。村外からの借金では江戸麹町の左官金介からと，武家の用人からのものが目立ち，2人とも帳面に印形を押していない。残り4口は隣村・近村の者である。

この18口の借金は無担保の小口借入れであったと思われる。何故なら，田畑の売却代金9両3分のうち6両2朱は「質代金」として18口への割賦以前に天引されてしまっている。すなわち田畑はすでに質物として別口の借金の抵当に入っており，この根抵当の設定者が返済の第1順位にあったことを意味しているのである。

次に返済請求権の第2順位にあるのは，倉右衛門に対する小作地貸付者であった。小作地貸付者は5人であり，小作料合計は金3両1分と銭5貫548文である。そのうち倉右衛門と同村の忠右衛門(連光寺村名主)からの分が約半分を占めている。他に同村の者が1人と隣村の乞田村・関戸村・貝取村のものがそれぞれ1人ずつみえる。小口貸付の返済割合が貸付額の約3割にすぎないのに対し，小作料には5割を返納しているのである。

要するに，倉右衛門の債務は，田畑抵当の質入借金，小作金即ち小作料滞納分，小口借入金の3種に分けることができる。質地金6両2朱・小作料金3両1分と銭548文・小口借入金13両2分

表2.　倉右衛門借金返済内訳　　文政4年4月

	借金額	返済	額	貸主	
1	金　1分	銭	516文	連光寺村	藤五郎㊞
2	〃　1分	〃	516文	〃	藤右衛門㊞
3	〃　1分	〃	516文	〃	甚蔵㊞
4	〃　2分	金　2朱　ト　〃	180文	〃	忠五郎㊞
5	〃　2朱	〃	256文	〃	半五郎㊞
6	銭1貫214文	〃	367文	〃	源之丞㊞
7	金　3分	金　2朱　ト　〃	700文	〃	利左衛門㊞
8	〃　1分2朱　ト　銭　252文	〃　2朱　ト　〃	2文	〃	〃㊞
9	〃　3分2朱	〃 1分　ト　〃	108文	〃	平左衛門㊞
10	〃　1両　ト　銭　500文	〃 1分　ト　〃	519文	〃	茂兵衛㊞
11	〃　1分2朱	〃 1分　ト　〃	625文	〃	忠右衛門㊞
12	〃　2分	〃　2朱　ト　〃	180文	〃	宗左衛門㊞
13	〃　1両	〃 1分　ト　〃	365文	麹町左官	金介
14	〃　2分2朱	〃　2朱　ト　〃	440文	大丸村	宇右衛門㊞
15	銭　520文	〃	156文	関戸村	源右衛門㊞
16	金　1両3分2朱　ト　銀　3匁9分	金 2分　ト　〃	611文	矢ノ口村	武左衛門㊞
					新左衛門㊞
17	金　1両	金 1分　ト　〃	365文	乞田村永山	兵左衛門㊞
18	〃　3両	〃 3分2朱　ト　〃	250文	真野桑之助内	金坂八郎治

表3.　新左衛門後家　千代借金返済内訳　　文政10年4月

	借金額	返済額	貸主	
1	金　2両1分　ト　銀12匁	銭6貫178文	連光寺村	茂兵衛㊞
2	〃　2分2朱　ト　銭　584文	〃 1貫801文	〃	助左衛門㊞
3	銭1貫060文	〃　406文	〃	伊兵衛㊞
4	〃　1両2分	〃 3貫781文	〃	藤次郎㊞
5	銭2貫700文	〃 1貫031文	〃	音次郎㊞
6	〃　2分	〃 1貫258文	〃	宗次郎㊞
7	〃　1両1分2朱	〃 3貫468文	〃	忠右衛門㊞
8	〃　2分2朱	〃 1貫573文	〃	藤五郎㊞
9	〃　1両1分	〃 3貫151文	〃	忠五郎㊞
10	〃　1両	〃 2貫522文	〃	喜兵衛㊞
11	〃　2分2朱	〃 1貫573文	〃	甚蔵㊞
12	〃　1分	〃　629文	〃	八五郎㊞
13	銭8貫480文	〃 3貫241文	〃	源兵衛㊞
14	〃　1分	〃　629文	矢ノ口村	新左衛門㊞
15	銭　172文	〃　064文	貝取村	作右衛門㊞
16	銭8貫890文	〃 3貫394文	関戸村	源右衛門㊞
17	銭3貫444文	〃 1貫338文	乞田村	音松㊞
18	〃　2両	〃 5貫043文	江戸湯島	寅蔵㊞
19	〃　2両1分	〃 5貫672文	〃 箱崎	円蔵㊞
20	銭1貫048文	〃　401文	上石原宿	重右衛門㊞
21	銭2貫340文	〃　891文	長沼村	与左衛門㊞
22	〃　1両2分	〃 3貫779文	〃	金三郎㊞

表4　音次郎借金返済内訳　　天保2年2月

	借金額	返済額	貸主
1	金 19両2分	金 1両3分1朱ト銭 008文	府中分梅　来助㊞
2	〃 1両 2朱	〃 1朱ト〃 272文	伝左衛門
3	〃 23両 (質品借金共)	〃 2両 2朱ト〃 091文	細山村　源右衛門㊞
4	〃 3両 (質品借金共)	〃 1分 ト〃 187文	〃　与惣右衛門㊞
5	〃 3両	〃 1分 ト〃 187文	乞田村　栄蔵㊞
6	〃 2両	〃 2朱ト〃 402文	〃　音松㊞
7	〃 25両	〃 2両1分1朱ト〃 079文	下染谷村　兵右衛門
8	〃 8両	〃 2分3朱ト〃 370文	小野宮　多吉㊞
9	〃 2両2分ト銭 200文	〃 3朱ト〃 314文	大蔵村　五郎兵衛
10	〃 1両2分	〃 2朱ト〃 092文	小野路村　源兵衛㊞
11	〃 1両2分	〃 2朱ト〃 092文	〃　万治郎
12	〃 1両	〃 1朱ト〃 201文	〃　久五郎
13	〃 3分1朱	〃 1朱ト〃 082文	坂浜村　邦之助㊞
14	〃 3両	〃 1分 ト〃 187文	富沢町　いせや卯兵衛
15	〃 1分ト銭 500文	〃 〃 200文	大作　忠左衛門㊞
16	〃 3両	〃 1分 ト〃 187文	麻布　亀吉
17	〃 1両	〃 〃 613文	八王子宿　古着屋弥七
18	〃 3両2分	〃 1分1朱ト〃 082文	嘗村　清蔵㊞
19	〃 銭2貫188文	〃 〃 203文	関戸村　源右衛門㊞
20	〃 2分	〃 〃 306文	八王子宿　肴屋竹松
21	〃 10両	〃 3分2朱ト〃 362文	連光寺村　忠右衛門
22	〃 10両	〃 3分2朱ト〃 262文	〃　増五郎
23	〃 8両	〃 2分3朱ト〃 370文	〃　又助
24	〃 4両	〃 1分1朱ト〃 389文	〃　栄次郎
25	〃 3両	〃 1分 ト〃 187文	〃　勝右衛門
26	〃 1両2分	〃 2朱ト〃 092文	〃 馬引沢　清左衛門㊞
27	〃 1両 2朱	〃 1朱ト〃 272文	府中宿　太郎左衛門㊞

表5．栄蔵借金返済内訳　　天保5年9月

	借金額	返済額	貸主
1	金 5両3分 ト銭 584文	金 1分2朱ト銭 223文	国領村　鍋屋㊞
2	〃 2分	〃 230文	百村　要蔵㊞
3	〃 〃10貫 502文	〃 735文	関戸村　源左衛門㊞
4	〃 2分3朱ト〃 236文	〃 332文	〃　篤次郎㊞
5	〃 〃 3貫 319文	〃 231文	〃　林蔵㊞
6	〃 〃 1貫 539文	〃 108文	長沼村　与八㊞
7	〃 3分	〃 345文	府中芝間　大五郎㊞
8	〃 2両1分	金 2朱ト〃 215文	江戸在大久保　小右衛門㊞
9	〃 1両2分2朱	〃 750文	車返村　重兵衛㊞
10	〃 3分 ト銭 844文	〃 450文	府中本町　油屋弥兵衛㊞
11	〃 2分	〃 230文	連光寺村　半兵衛
12	〃 2分 ト〃 300文	〃 215文	〃　増五郎㊞
13	〃 1両 ト〃23貫 316文	金 1分1朱ト〃 29文	〃　源兵衛㊞
14	〃 1両	〃 460文	〃　藤次郎㊞
15	〃 2両2分2朱	金 2朱ト〃 387文	〃　文五郎㊞
16	〃 1分2朱	〃 171文	〃馬引沢　平右衛門㊞
17	〃 銭15貫 832文	金 2朱ト〃 278文	〃　元右衛門㊞
18	〃 2分	〃 230文	〃　勝右衛門㊞
19	〃 1両	〃 460文	〃　宗右衛門㊞
20	〃 1分	〃 115文	〃　兵助㊞
21	〃 2両 2朱	金 2朱ト〃 107文	〃　忠右衛門㊞

表6.　健蔵借金返済内訳　　明治2年2月

	借金額	返済額	貸主
1	金 15両2分	銭3貫 907文	連光寺村　辰五郎
2	〃 6両3分 銀5匁	〃1貫 722文	〃　喜六
3	〃 6両2分	〃1貫 637文	高石村　兼吉
4	〃 6両1分	〃1貫 572文	連光寺村　長右衛門
5	〃 6両	〃1貫 512文	坂浜村　八郎右衛門
6	〃 3両	〃 754文	有山　幡次郎
7	〃 3両	〃 754文	百村　新太郎
8	〃 2両2分	〃 629文	連光寺村　駒吉
9	〃 2両1分	〃 564文	大丸村　佐平次
10	〃 2両1分	〃 564文	原関戸村　吉兵衛
11	〃 2両	〃 504文	屋敷分村　金蔵
12	〃 2両	〃 504文	連光寺村　高西寺
13	〃 1両2分	〃 375文	〃　増五郎
14	〃 1両2分	〃 375文	関戸村　三十郎
15	銭15貫 600文	〃 349文	〃　勝五郎
16	〃 1両1分1朱ト銭 224文	〃 334文	連光寺村　民五郎
17	〃 1両1分	〃 314文	〃　仙五郎
18	〃 1両	〃 250文	関戸村　竹松
19	〃 2分2朱	〃 155文	連光寺村　伝右衛門
20	銭4貫 988文	〃 122文	関戸村　平三郎
21	銭4貫 548文	〃 102文	連光寺村　秀次郎
22	〃 3分2朱	〃 220文	〃　弁蔵
23	〃 1分	〃 060文	〃　藤助
24	〃 2両	〃 540文	〃　儀助
25	〃 9両3分2朱ト銭 300文	〃2貫 495文	〃　平吉

と銀3匁9分銭2貫486文で，合計金22両3分2朱と銀3匁9分，銭8貫34文となる。質入借金は恐らく全額，小作料は5割，小口借金は約3割という債務順位に従った返済割合をとったものと考えられる。

家産の売却によって得た金額は合計金10両3分2朱と銭10貫328文である。すなわち田畑代金9両3分と家作・家財払代金1両2朱と銭10貫328文である。この比率は田畑売却金が78%，家作・家財が22%となる。家産処分金10両3分2朱と銭10貫328文のうち，債務の第1順位と第2順位への返済をすませた残金3両2朱と銭7貫553文が18口の小口借金への返済にあてられている。返済割合は元金銭1貫文について銭304文の割合であった。貸付額に対して約3割の返済比率である。なおこの時期の両替相場は金1両に付銭6貫800文，金1両につき銀59.6匁，銀1匁に付銭114文と計算できる。

〔表3〕 後家千代の場合は，借金額が金16両と銀12匁・銭28貫738文である。借金の相手は22口で，そのうち同村のものが13口ある。しかし前述した倉右衛門への小口貸付者と重なるものは2人だけである。約90戸の連光寺村内で，小口の貸借がかなり広く行なわれていたものと考えられる。村外の貸主では江戸湯嶋寅蔵・同箱崎円蔵の2人が目立っている。江戸以外は隣村，近村の

者であった。後家千代の場合は22口すべてに印形が押されている。田畑質入れや小作金の負債はなく，田畑地代金6両2分，家作・建具払代金3分，諸道具払代銭4貫19文の合計金7両1分と銭4貫19文をすべて小口借入金の返済にあてている。返済割合は元金1貫文につき382文3分5厘となっているが，末尾2桁は必ずしもこの割合になっていない。小口借入金額に対する比率は約38%となる。両替相場は金1両に付銭6貫600文，銀1匁に付銭110文，金1両に付銀60匁の割合と計算できる。

〔表4〕 音次郎の場合は前二者の場合とかなり異なっている。まず負債額が金140両3分1朱と銭2貫888文とはなはだ高額である。後家千代分散の折には小口貸主であった音次郎も，3年後には自らが分散の憂き目に逢っているのである。借金の相手も27口にのぼるが，同村の者は6口と非常に少ない。従って同村の者の貸付金総額は全体の25.6%にすぎない。

他村からの貸付は口数も多く，また範囲も地域的に一回り拡大している。さらに貸主のなかには明らかに商人と思われるものが多くみうけられる。つまり普通百姓の用いている大きさの印形ではなく，商人が用いる大型の印形を押している者もみうけられるのである。細山村の与惣右衛門の印形は「稲毛細山村加賀屋」と記されている。乞田村音松の印形は「武州乞田・東屋」と読める。

承諾と請取の印形を押していないものが前2例にくらべて多く，村外21口のうち9口もみうけられる。もっとも八王子宿古着屋弥七は，11年後の日付で別紙に次のような請取覚を認め，史料に貼付されている。

覚

一　割合金総ニ請取，皆済いたし候

天保13寅年4月29日

八王子　　さかや　弥七

代　　三右衛門　㊞

中屋音次郎　様

この請取覚によると，音次郎は「中屋」という屋号を名乗っており，商業を営んでいたものと思われる。貸付主も冨沢町(江戸) いせや卯兵衛や八王子宿着屋竹松などがある。以上のような事柄から，音次郎はかなり手広く商売を行なっていたのではないかと推定できる。業種は明らかではないが，生糸・繭などを扱っていたのではなかろうか。金140両を越える巨額の負債もそのためではなかったかと思われる。

多額の負債を負って分散する事となった音次郎は，家産の処分によって結局金11両余しか返済することが出来なかった。持高3石の田畑は府中宿分梅の来助と，同村の金助の2人に対してすでに質地となっていたのである。質入額は35両であり，その石高は「格別不足致し候得共，流地ニ相渡，済切ニ相成」ることとしてもらった。質金35両の他に27口140両の借金があったわけである。分梅の来助は質地貸付の他に小口貸付金19両2分を貸していたが，結局金1両3分1朱と銭8

文の返済をうけたにすぎない。貸付金に対してわずか8.9%の割合である。

田畑が質地返済にあてられてしまったので，「建家払代金」の金10両と，「諸道具払代金」の金1両2分1朱と銭10貫416文の合計金11両2分1朱と銭10貫416文が，27口の小口借入金の返済にあてられたのである。元金に対する返済金の割合は，金1両に付銭613文となっている。両替相場はこの時金1両につき銭6貫920文と計算出来るから，銭1貫文に付88文5厘8毛となる。返済比率は約8.9%となり，いちじるしく低い。

〔表5〕 栄蔵の場合をみると，小口借入金22両3朱と銭56貫480文の他に，金2両3朱と銭27貫980文「年貢諸役銭，小作年貢，質代金」がある。小作料は7口あって，1年から6年位の期間を滞納した分である。関係する地主7人のうち6人までは同村で，他村のものは1人だけである。質代金は1口「金2分也」で土地質入れではない様にみえる。この場合，返済第1順位の債権は上記の年貢・小作料・質代金であることは，前掲事例の場合と同じである。

家産処分によって得た金7両2分2朱ト銭6貫254文から第1順位の債権を弁済すると，「有金」は2両2朱と銭129文であり，これを21口金22両3朱と銭56貫480文の借金返済に当てている。21口のうち同村のものは11口で，残り10口の他村の分は〔表4〕音次郎の場合と同様商業関係の貸借と思われる。国領村(甲州道中布田五宿のうち) の貸主は「鍋屋」と屋号のみであり，関戸村源左衛門は「見世借」とある。また関戸村林蔵や長沼村与八も大型の印判を用いており，それぞれ「武州関戸上中山」・「武州長沼綿屋」と記されている。府中本町弥兵衛は「油屋」と屋号を記しており，印判も大型で「府中宿本町油屋」と読める。貸主のうちに江戸近傍大久保在住の者が含まれている。これまでにみてきた事例と同様江戸商人との関係がみられる。

こうした他村からの借金は，小口借金総額金22両3朱と銭56貫480文のうち，金12両1分1朱と銭17貫24文となり，口数の割合にほぼ比例して約半分を占めている。

借金返済にあたって，元金に対する配分割合は金1両に付銭460文，銭100文に付6文7分2厘ずつとなっている。この比率は約6.7%で，音次郎の場合より更に低くなっている。21口のうちこの割で配分が行なわれているのは11口であり，他は若干の喰違いがみられる。これには金と銭の両替相場が一定していないもの6口と，配分比率が6文7分2厘となっていない場合4口がある。これら配分の開きは貸主と借手との相対関係からでてきたものとみるのが妥当であろう。

〔表6〕 健蔵は，実父平八が隠居した後で，親の残した借財を整理する破目になったものである。家産として処分されたのは家作・諸道具のみで，これまでみてきた事例と違うのは，田畑売却がみえないことである。家作・諸道具の売却代金は合計金41両1分1朱と銭524文である。このうち諸道具売却の際に，道具屋2人を雇ったり，振まい酒の代金2分と銭524文の支払いを引き，更に大口の借金である宮川検校貸附金39両を返済している。そして残金1両3分1朱が「外借財配当金」にあてられたのである。「外借財」は総額金80両2分1朱で，貸主は25人であった。健蔵(親平八)

と同村のものが14人あり，他村のもののうち隣村関戸村（原関戸村・有山村を含む）は6人で比較的多い。返済の割合は金1両に付銭250文である。この時の両替相場は金1両に付銭11貫200文と銭相場がいちじるしく安いために，銭1貫文について22文3分2厘の割合となる。返済比率は2.2％にすぎない。

ところで，この配分帳の下書きをみると，宮川検校貸附金は元利合計金29両2分となっている。他に坂浜村増五郎名儀の「米11俵　代金36両2分2朱ト銭400文」がみえる。これまでの事例では下書きと清書の間にこのような違いはみられなかった。この「健蔵分散一条」には関連する史料があり，この間の事情が理解できるので，次に述べてみよう。

宮川検校は連光寺村の平八・忠次郎・儀右衛門の3人に，それぞれ元金25両・10両・20両を貸付けていた。借金の理由は「渡世向元手金」としてあり，彼等が商売に携っていたことがわかる。宮川検校は返済方を催促したが，一向に埒があかないので，連光寺村の名主富沢忠右衛門に，3人がその村の人間に間違いないかどうかを確かめる書状を書き送っている。結局，明治2年2月に平八・忠次郎・儀右衛門の3人を相手取って「貸金滞り」の訴訟を東京府に願い出ている。連光寺村は当時神奈川県の管轄であったが，宮川検校は江戸に居住していたから東京府へ願い出たのである。

東京府は3月17日付で，平八に3月27日に出頭することを命じている。これには貸附金元利29両2分と記されている。「目安拝見証文」には「差日前々日」に出かけると書かれており，結局，法廷に出る前に示談の交渉が行なわれたものと思われる。平八は金29両2分のうち，金13両2分を即刻，金5両を4月5日に，金11両を6月晦日に支払う約束を交している。これに対し3月26日付金13両2分の請取証文と，日付のない金16両の請取証文が残っている。後者には但し書きがあり，今借用金証文が見当らないので返すことが出来ないが，「此度一切貸金抔之義ハ無之候」とのべている。宮川検校からの借金は金39両ではなく，実は元金25両と利息金4両2分，合計金29両2分であったことがわかる。

健蔵（平八）の分散金配当帳の日付は明治2年4月5日であるから，宮川検校への金16両の返済もこの頃であったと思われる。宮川検校への返済金は前述のように金29両2分であり，うち金13両2分は3月26日に支払ってあるから，配当帳に記された金額39両全部を渡したとは考えられない。宮川検校貸付金元利29両2分と比べれば9両2分多いし，またもしこの日に宮川検校に16両だけ支払ったとすれば23両多いことになる。

この差額9両2分或いは23両は，坂浜村増五郎の米11俵の代金36両2分2朱と銭400文に対する返済にあてられたものと考えられる。坂浜村増五郎は慶応4年3月の日付で小作請負証文の宛名になっている。つまり平八所有の田畑が増五郎方へ質入れされ，流れ地になったので，是政村に小作人を求めた。小作の条件は御年貢米3俵，作徳米8俵の計11俵であり，平八は証人として納入の保証をしている。この年貢・作徳米の滞った分を結局平八が負担したものである。他の小口借

金との振合いからみて返済率が高すぎる。おそらく何らかの事情で表面化することができなかったために，宮川検校への返済金を水増しし，坂浜村増五郎の名前を正式の分散帳からはずして表面を取繕ったものと思われる。

なお，平八については，すでに慶応3年の日付で「借財取調仕法附帳」が親類・組合の名で作成されている。借金の口数は11口あって金額合計が150両となっている。そのうち5口分金79両1分2朱には㊞の印が押されている。150両の借金の引当てに5口の田畑があてられている。また他に3口の田畑の評価があって，これを増金50両とし，「引当・増金」で200両を計上している。さらに「杉木・竹藪」で50両の評価を見込んでいる。要するに，健蔵が明治2年に分散処置をとる以前に，すでに所有地は処分されてしまっていたものと考えられる。そのため健蔵は家作・家財だけで「分散配当」を行なわなければならなくなっていたのである。

5　家財諸道具の処分

「分散帳」は，百姓の破産処理に当って，土地・家作・家財諸道具の3種を売却して借金返済に充当していることを示している。土地については，質入れ或いは流地証文によってその内訳を知ることが出来る。本節では売却された家作や家財諸道具の明細を示し，当時の百姓がどのような用具を用いて生活していたかをみることとする。

これまで紹介した事例において，家作・家財諸道具を借金の抵当物件とした例はみられなかった。次に家作・家財のみが借金の抵当にあてられている場合を，連光寺村百姓増五郎の「家作引当年賦証文」（慶応3年）によって紹介してみよう。増五郎は前節で述べた音次郎，栄蔵，健蔵分散事例において，貸付主としてその名前をみせている。百姓ではあるが「永田屋」という屋号をもち，商売を営んでいたことがわかる。

入置申家作引当年賦証文之事

引当
一　居宅壱ケ所　　但竪行 八間半 横 四間半
有来り候建具・諸道具不残

引当
一　土蔵壱ケ所　　但竪行 三間 横 弐間

同
一　同　壱ケ所　　但竪行 弐間 横 壱間半

同
一　物置家壱ケ所　　但竪行 三間半 横 弐間

同
一　居宅続小屋壱ケ所　　但竪行 壱間 横 弐間

同
一　居宅続馬屋壱ケ所
　　〆棟数　六ケ所

右者，増五郎義渡世向要用之義ニ付，各様方江御無心申入借用仕候借入金，〆高合金弐千百六両也，返済不仕候処，追々及不如意ニ，元利返済相成兼，就而ハ，今般御一同様方江，押而返済方之義難渋申入，右返済之義ハ，当卯年ゟ来ル未年迄，五ケ年置居相願，翌申年ゟ来戌年まで，拾五ケ年賦割済返済，御聞済被成下，忝存候，然ル上ハ，年々無相違，年賦金相贈リ可申候，若相滞候共，加印之もの一同立合，書面対談之通リ急度取計，聊相違之義申間敷候，尤五ケ年置居之内，取続方不得其意次第，尚又当人如何之事抔有之候節ハ，右置居年中之内成共，不束之次第有之候ハヽ，書面之家作不残差出シ，各様方御勝手次第ニ御引取被成候，其節，加印之もの一同立会，無相違相渡可申候，為後日家作引当年賦証文，仍而如件

慶応３年卯２月

連光寺村　借主　増五郎
組合　彦八
同　長右衛門
同　平吉
親類　伝右衛門
同　辰五郎
府中宿親類　太郎右衛門
程久保村親類　弥次右衛門
菅生村親類　源右衛門
連光寺村組合　忠五郎

中川原村
久四郎　殿
（他21人略）

前書之通相違無之候ニ付，奥印致候以上

右連光寺村
名主　忠右衛門

「渡世向」借金の元利が積って合計2,106両という巨額にのぼり，「返済方之義難渋」となった。そこで5年据置15年の割賦返済にしてくれるよう貸付主22人に願い出，承諾を得たので，この「家作引当年賦証文」を作成したものである。居宅のほかに「有来リ候建具，諸道具不残」が引当ての対象となっているが，屋敷地は含まれていないと思われる。負債総額の大きさから言っても，史料の文言に示されているように，これは商売上の借入れであることは明らかである。貸付主は隣村・近村をはじめ，江戸・八王子を含めて16カ村にひろがっている。

「分散帳」にも，また上記「家作引当証文」にも建具家財諸道具があげられている。百姓の破産処

表7　諸道具払明細（音次郎）　文政13年12月

Ⅰ　神仏用具・飾物（銭492文）			
1．大神宮ノみや	1	銭	32文
2．神酒徳利	1対	〃	50〃
3．神酒徳利	3	〃	32〃
4．ゑびす大黒天	1	〃	80〃
5．七面大黒天	1	〃	48〃
6．月山大黒天	1	〃	250〃
7．富士浅見かけ物	2		
8．古表具	1		(Ⅳ－4)
9．古かけ物	1		(Ⅱ－4)
Ⅱ　灯火用具（銭248文）			
1．ちょうちん袋	2		(Ⅲ－1)
2．小田原ちょうちん	5	銭	48文
3．木燭台	1	〃	150〃
4．古あんとう、小あんとう	2	〃	50〃
5．ちょうちん	1		(Ⅶ－9)
Ⅲ　家具（金1両3朱ト銭1貫518文）			
1．札入箱	1	銭	56文
2．古銅たらひ	1	〃	250〃
3．机	1		(Ⅰ－6)
4．古箱	1	〃	32〃
5．古挟箱	1	〃	116〃
6．古櫛箱	1	〃	164〃
7．桐ひつ	1	〃	200〃
8．古たんす	1	〃	150〃
9．茶だんす	1	〃	300〃
10．膳だな	1	〃	250〃
11．畳	18	金	1両3朱
Ⅳ　炊事用具（銭2貫868文）			
1．古手桶	1	銭	48文
2．古桶	2	〃	60〃
3．五升だき鍋	1	〃	500〃
4．竹へぎ1、古杓子8		〃	48〃
5．のし板	1	〃	332〃
6．せいろう	1組	〃	1貫200〃
7．壱升ます	1	〃	500〃
8．壱合桝	1	〃	180〃
Ⅴ　食事用具（銭4貫378文）			
1．古弁当箱	1	銭	56文
2．古ぜん、古硯ぶた	2	〃	32〃
3．古重箱	1	〃	48〃
4．古膳	19	〃	1貫114〃
5．古膳箱	1	銭	76文
6．朱平	6	〃	150〃
7．朱坪	6	〃	72〃
8．黒平	2	〃	64〃
9．黒坪	2		
10．吸物椀	15	〃	1貫050〃
11．椀　坪平付箱共	6	〃	750〃
12．古口わん	3	〃	48〃
13．錦出茶わん	2	〃	200〃
14．蓋付茶わん	2		
15．丼鉢	1	〃	64〃
16．皿	4	〃	124〃
17．手塩皿	5		
18．さしみ皿	1	〃	232〃
19．平ふた	2		(Ⅳ－8)
20．茶だい	2		
21．猪口	2		(Ⅱ－5)
22．古銚子	1	〃	48〃
23．硯ぶた	1	〃	100〃
24．三ッ組盃台共朱塗	1	〃	150〃
25．飯台	1		(Ⅵ－1)
Ⅵ　貯蔵用具（銭224文）			
1．古斗樽	1	銭	24文
2．四斗樽	4	〃	200〃
Ⅶ　労働用具（金1分2朱ト銭748文）			
1．鉄輪	4	銭	100文
2．もみふるい、ふるい	2	〃	64〃
3．古鎌	2	〃	32〃
4．古鍬	1	〃	216〃
5．鉄とき	1	〃	124〃
6．貳斗立臼	1	金	1分2朱
7．綿くり台	1	銭	40文
8．古鉄弓八寸	1	〃	72〃
9．はかりのゑ、やすり	2	〃	100〃
Ⅷ　身の廻り用具			
1．珠数			(Ⅴ－3)
2．古傘			(Ⅰ－3)
3．たばこ入			(Ⅶ－1)

〔註〕1．金額は諸道具払い代金
2．金額表示のないものは、カッコ内の番号のものに含まれる。
3．Ⅴ－2，'23の「硯ぶた」は食器の一種である。

理にともなって，日常の生活用具までが売却され，文字通り「分散」が行なわれていることがわかる。すべての史料を掲げるのは煩雑になるので，1例だけ紹介してみよう。

前節表4に示した百姓音次郎は，天保2年2月の借金返済に先立って，前年（文政13年）12月に家作・家財の売却を行なっている（表7）。売却件数は家作（建具を含む）1件と家財諸道具65件にのぼっており，買取主は同村のもの9人の他に，近隣9カ村の百姓20人の名前がみえている。売却された家財諸道具は，日常生活に使用されていたもので，古道具としての払い値段はそれぞれ少額のものが多くみられ，合計すると金1両2分1朱と銭10貫464文となる。家作は関戸村篤次郎に売却され，内訳は次の通りである。

家作払方

一金拾両	家作代金
外　弐両	戸障子代
壱両	御心附

〆金拾参両也

家作・建具で12両，他に心附け1両を加え合計13両で売渡しているが，「分散帳」には家作の10両だけがあげられている。残り3両は当座の生活資金として手許に残されたものであろうか。

家財諸道具の払い当日に「下河原　源右衛門謝礼」として300文を売上げから差引いている。売却に立会い，品物の評価をしてもらった謝礼であろうか。他に当日の酒代180文が同様売上げから引かれている。専門の道具屋を雇って日当（1人につき1分）を支払っている例もあり（表1事例13），かなり大がかりに行なわれた模様である。

家財・諸道具は大別して神仏用具・飾物，燈火用具，家具，食事用具，炊事用具，貯蔵用具，労働用具，身の廻り用具の9種に分けられる。労働用具(農具)は鎌・鍬・鉄こき・ふるい・臼その他がわずかにみられるだけである[3]。畳は18畳で1両3朱となり，これを含めて家具売上合計は1両3朱と銭1貫518文で，全体の46%となる。売却点数の最も多いものは食事用具で，合計4貫378文となり，21%を占めている。

売却された品物のなかに衣類・寝具が1点も見当らない。当時は農村においても木綿着の他に絹類も用いられていたようであるが[4]，晴着等は質入れが容易であるから既に処分されてしまったものと考えられる。残りは最低日常の生活に必要なもので，売却の対象にはできなかったのではないかと思われる。いずれにしても，日常生活の必需品を除いてことごとく売却処分を行なっていることが知られる。

注（3）同じ多摩丘陵に位置する都筑郡における農家の場合，農具は53種を数える。安沢秀一稿「幕末期南武農村における農家経営収支計算の一資料」桃山学院大学経済学論集3の1をみられたい。

（4）前掲論稿に紹介されている史料に，「前々惣木綿類ニて相済候処も，当時ハ絹類抔用ひ……」とある。

6　おわりに

天明期以降，近世後期における百姓分散＝破産処理の過程を，いくつかの事例についてみてきたが，このことから，幕末期の農村において農民相互に小口貸借が広く行なわれていたことがわかる。小口借入金の性格は商業的金融に属すると思われるものが多くみうけられる。借主の多くは商品的農産物の仲買い等に携わっていたのであろう[5]。貸付主は地域的広がりをもち，数の上でもかなり多い。江戸または近郊の商人，或いは金貸等と必ず関係をもっていることも特徴の1つである。また小口借入金1件当りの金額に少額のものが多数みうけられる。これは，農産物の集荷にあたって，現金払いでなく掛買いをし，その未払分が負債として残ったものと考えられる[6]。

さて破産処分をうけた百姓は，所持田畑をはじめ家作・家財諸道具にいたるまで全てを売払い，負債の処理にあてている。このことは農業経営を主体とする近世社会においては，いわゆる「潰れ」となり，ある者は離村し，ある者は借家という結果を招くことになる。本稿において紹介した事例のなかには，その後再起して農業及び商業に従事している例がみられる。すなわち寛政2年2月に分散した百姓幸太の分散帳には次のような但書きが附されている。

当村甚五左衛門，是政村与右衛門分散金，幸太貰候而居屋敷続，畑金壱両壱分ニ而買申候，忠次郎割合不請候ニ付，割合金弐朱ト五百十六文并与右衛門甚五左衛門残リ金共都合金壱分弐朱再度ニ幸太江相渡申候以上

戌5月4日

幸太は2月に分散処理をしているが，3カ月後の5月に同村の甚五左衛門，是政村の与右衛門の分散金を，何らかの理由で貰受け，同じく理由は不明であるが，忠次郎への返済金も支払わずに済み，それによって「居屋敷・畑」を買戻し，百姓として再起している。あるいは甚五左衛門，与右衛門に対して幸太は貸付主であったのかもしれない。

天保2年に分散した音次郎の場合も，11年後の天保13年に「中屋音次郎」宛の請取証文が残っている。また音次郎は分散にあたって，家作売却代13両のうち3両を手許に残しておいたことは前述の通りである。音次郎も一度は分散処置をとったが，再び連光寺村内において商業を営む程になったのである。なお音次郎は天保4年栄蔵，同8年吉蔵の分散にあたって，諸道具の買取主として名前をみせている。同じ例は他にもあり，文政4年分散した倉右衛門は，同13年音次郎分散の折に，「のし板　332文」の買主として帳面に名前がみえている。

注（5）天保14年の連光寺村村明細帳によると，古着渡世3人，糸商ひ2人，古鉄渡世6人，荒物渡世1人，馬口労渡世2人の農間商人と，大工4人，木挽1人，木綿打2人の農間職人がいた。

（6）天保2年の「糸繭商人仲間議定控」（多摩郡小山田村海井家文書）によると，多摩丘陵の村々に糸繭商人が広く存在し，買集めに際し掛売・掛買が行なわれていた。

以上のことを考えると，「分散」は本来の「潰れ」とは性格が異なり，必ず消滅してしまうものとはいえないことがわかる。とくに農業経営そのものの破綻というより，商業上の破産である場合，むしろ破産宣告によって負債を「済切り」にし，再起するための一つの手段として「分散」を行なったのではないかと考えられるのである。すなわち，「潰れ」は村落共同体という枠内での農業経営存廃についての社会的処理であったのに対し，「分散」は村落共同体の枠をこえたところで，個人としての財産処分を行なって再起を図るための経済行為であると云うことができよう。

（神戸女学院大学家政学部助教授）

針金工業町アルテナ

——その発生史的研究——

寺　尾　　誠

第1章　文献史料に投影された都市化の過程

ルール河の支流レンネを合流点から約 20 キロ上流に遡ると，険しい峡谷がくねり，幾つかの分流に分れるその中心点にアルテナ城とアルテナの町がある。城は岩山クルーゼンベルクの尾根の突端にそそり立ち，町はこの岩山の両端深く流れるレンネ河及びその分流ネッテ河に沿って細長く入り組んだ町並をみせている(図1)。1965 年現在人口 23746 人しか擁さぬこの小都市[注1]は，約 600 年以前の 1367 年 12 月 20 日に都市的な定住地としての特権を得て，フライハイト Freiheit となった[注2]。

図1　アルテナ城周辺図（河川および地名）

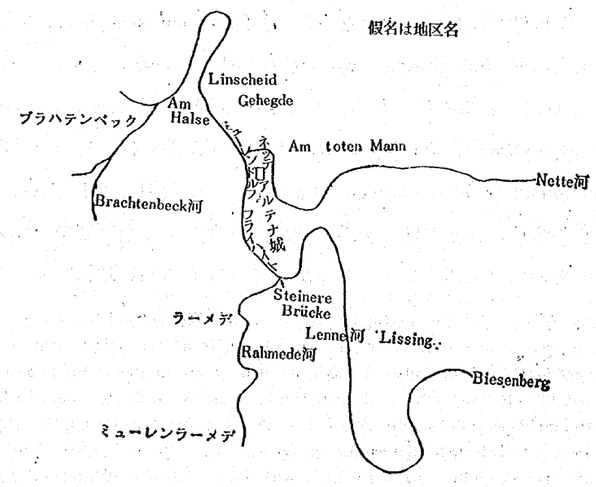

注(1)　Landkreis Altena/Westfalen; Land und Leute; Daten und Zahlen, 1965, S. 5.

(2)　この時の特許状は以下の書物に公刊されている。Karl Vorländer, Bilder aus Altenas Vorzeit, 1871, SS. 50～53; Josef Lappe, Die Freiheit Altena, Beiträge zur Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark, Bd. 37, 1929, S. 285f.; Hermann Flebbe (Bearbeiter), Quellen und Urkunden zur Geschichte der Stadt Altena (Westf.), Bd. 1, 1967, Nr. 24, SS. 38—40; Stadtarchiv Altena, Urkunden-Regesten, bearbeitet von Jürgen Sydow, 1962, Nr. 1, S. 3.